主 文

被審人を過料三〇万円に処する。 手続費用は被審人の負担とする。

理 由

ー 救済命令の確定

一件記録によれば、被審人は、滋賀工場製造部仕上課第三係係長 a を昭和四九年一月九日付で東京本社に配置転換する旨発令したが、合成化学産業労働組合連合マックス・フアクター労働組合は、右配置転換が不当労働行為であるとして被審人を相手方として東京都地方労働委員会に不当労働行為救済の申立(都労委昭和四九年(不)第三号事件)をしたところ、同委員会は、昭和五〇年一二月二日「被申立人マックス・ファクター株式会社は、申立人組合員 a に対する昭和四九年一月九日付配置転換命令を撤回し、同人を原職に復帰させなければならない。」等の命令を発し、右命令書の写は、同月二〇日被審人に交付されたこと、被審人は、同月二六日中央労働委員会に再審査の申立をしたが、昭和五二年三月一七日右申立を取下げたので、右命令は、確定したことが認められる。

二 被審人の救済命令の不履行

一件記録によれば、被審人は、昭和五二年七月一日付でc係長代行を係長 に昇格させたので、第三係の係長がa及びcの両名となり、同日、b課長代理は、 右両名に対し、以後は両名で協議の上第三係の作業を進めるよう指示したが、両名 がそれぞれ同係の全作業を管理する旨主張して譲らず協議が整わなかつたため、結局従来ベルトライン管理作業を行つていた。がその後も右作業を担当し、右同日以 降同年九月三〇日までの間、引続き前記書類の閲覧、研究等のみを行つていたことが認められる。右のように、一つの係に二名の係長を配置する変則的事態において は、被審人が係長間の職務分担及び序列を予め定めておかない限り、円滑な事務処 理は期待できず、従前ベルトライン管理業務を行つていなかつたaがこれを行うこ とは事実上困難であることが容易に予測できるのであるから、前記のような定めを しなかつた被審人には、右期間も前記救済命令の不履行があつたものといえる。 (なお、一件記録によれば、aは、昭和五二年一〇月一日から昭和五三年四月三〇 日までは第三係のベルトライン(以下略号しで表わす。)のうちし1及びL2の作業管理のみを担当させられていたことが認められるが、右は、被審人が同係の業務 を分割することとし、昭和五二年一〇月一日からaにはL1及びL2を、cにはL 3及びモールデイングをそれぞれ担当するよう命じたためであり、右業務の分割自 体は、被審人の経営権の行使であつて、分割された業務を比較しても、特にaに不 利益を与えることを目的としたものとは認められないから、昭和五二年一〇月一日 以降は被審人において前記救済命令の不履行があつたとはいえない。) 右事実によると、被審人は、前記救済命令の確定後昭和五二年九月三〇日まで 前記救済命令に違反したというべきであり、被審人の右違反は労働組合法第三二条後段、同条前段に該当するので、不履行の期間その他諸般の事情を考慮して被審人を過料三〇万円に処することとし、手続費用の負担につき非訟事件手続法第二〇七条を適用して、主文のとおり決定する。 (裁判官 桜井文夫 福井厚士 仲宗根一郎)